

健全化判断比率及び資金不足比率

刈監第32号
令和4年8月5日

刈谷市長 稲垣 武 様

刈谷市監査委員 加藤 清美

刈谷市監査委員 深谷 英貴

令和3年度刈谷市の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、審査に付された令和3年度刈谷市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目

次

令和3年度刈谷市財政健全化審査意見

- 1 審査の概要…………… 1 5 8
- 2 審査の結果…………… 1 5 8

令和3年度刈谷市経営健全化審査意見

- 1 審査の概要…………… 1 5 9
- 2 審査の結果…………… 1 5 9

令和3年度 刈谷市財政健全化審査意見

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された令和3年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、さらに昨年度の比率との比較により財政状況がどのように推移しているか確認することを主眼として実施した。審査期間は令和4年7月8日から令和4年7月27日までである。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各比率は良好であると認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	3年度	2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.52
② 連結実質赤字比率	—	—	16.52
③ 実質公債費比率	△2.2	△2.7	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

※①及び②については、赤字額がないため、④については、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため「—」で表示した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計が赤字かを示す比率で、令和3年度の実質赤字額は発生しておらず、良好な状態である。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等が赤字かを示す比率で、令和3年度の実質赤字額は発生しておらず、良好な状態である。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率で、令和3年度の実質公債費比率は△2.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較して良好な状態である。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債の比率で、令和3年度における将来負担額を充当可能財源等が上回っており、良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 刈谷市経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。審査期間は令和4年7月8日から令和4年7月27日までである。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各事業の比率は良好であると認められた。
記

(単位：%)

事業名	3年度 資金不足比率	2年度 資金不足比率	経営健全化基準
① 水道事業	—	—	20.0
② 下水道事業	—	—	20.0
③ 土地区画整理事業	—	—	20.0

※すべてにおいて、資金不足額がないため「—」で表示した。

※経営健全化基準とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた数値

(2) 個別意見

資金不足比率は、公営企業会計が赤字かを示す比率で、令和3年度の水道事業、下水道事業、土地区画整理事業の3事業において資金不足はなく、良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

